

山口県報

令和2年
2月4日
(火曜日)

目次

○公告

- 一 県営川東西地区経営体育成基盤整備事業の換地処分（農村整備課）
- 一 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 一 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 二 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 二 美祿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 三 山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 四



(二八) 県営川東西地区経営体育成基盤整備事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営川東西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

令和二年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和二年一月十四日

二 換地処分の内容

県営川東西地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二九) 宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年三月十一日（水曜日）午後七時

二 開催の場所

宇部市琴芝町二丁目四番二〇号
宇部市総合福祉会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年三月四日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三三八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年三月四日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三―三七三三）にしてください。

(一) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市都市整備部都市計画・住宅課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二〇) 萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年二月二十一日(金曜日)午後八時

二 開催の場所

萩市大字江向五一〇

萩市総合福祉センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する萩都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年二月十四日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇二)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年二月十四日までの消印のあるものに限り、公

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(二) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

萩市江向五一〇の一

萩土木建築事務所

萩市大字江向五一〇

萩市土木建築部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二一) 長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年二月二十五日(火曜日)午後七時三十分

二 開催の場所

長門市東深川一三二四の一

長門市物産観光センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する長門都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年二月十八日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―一八五〇一) 山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年二月十八日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができ

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができ

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

長門市東深川一八七五の一

長門土木建築事務所

長門市東深川一三三九の二

長門市建設部都市建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二二) 美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年二月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

令和二年二月十九日(水曜日) 午後三時

二 開催の場所

美祢市大嶺町東分三二六の一

美祢市民会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年二月十二日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―一八五〇一) 山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年二月十二日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができ

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができ

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―一九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

美祢市大嶺町東分沖田三四四九の五

宇部土木建築事務所美祢支所

美祢市大嶺町東分三二六の一

美祢市建設農林部建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二三) 山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和二年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和二年三月九日（月曜日）午後六時三十分

二 開催の場所

山陽小野田市日の出一丁目一番一号

山陽小野田市役所

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和二年三月二日（月曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和二年三月二日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三―九三三―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課
宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
宇部土木建築事務所

山陽小野田市日の出一丁目一番一号

山陽小野田市建設部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）